

おくやみ ガイドブック

～ご遺族のための手続き案内～

白井市

まずは表紙を開き
メッセージとチェックリストを
ご確認ください



ご遺族のみなさまへ

このたびのご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご遺族におかれましては、悲しみや先々の不安もあるなか、

様々な申請や届出に関する手続きが必要になるかと存じます。

白井市では、それらを少しでもわかりやすくご案内するため、

「おくやみガイドブック」を作成しました。

ご不明な点がありましたら担当窓口までお問合せください。

白井市

もくじ

市役所での手続きチェックリスト	P.02
市役所での手続き	P.03
空き家の所有者又は所有する可能性がある方へ	P.17
大切なひとを亡くされたあなたへ	P.19
市役所以外での主な手続き一覧	P.21
市役所庁舎配置図	P.23
ご遺族メモ	P.25
相続登記について	P.27
法定相続情報証明制度	P.29
委任状	P.30

市役所での手続きチェックリスト

亡くなれた方が以下に該当する場合は、担当窓口での手続きが必要となります。

	亡くなれた方の状況等	該当	主な手続き	担当窓口	参照ページ
住民登録 戸籍	3人以上の世帯の世帯主であった	<input type="checkbox"/>	世帯主の変更	市民課 本庁舎 1階①番窓口	P.3 P.4
	住民票の写し、戸籍の証明について	<input type="checkbox"/>			
健康保険	国民健康保険（組合を除く） または 後期高齢者医療制度に加入していた	<input type="checkbox"/>	被保険者証の返還	保険年金課 本庁舎 1階②番窓口	P.5
		<input type="checkbox"/>	葬祭費の申請		
		<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療制度の高額療養費の手続き		
年金	年金を受給していた	<input type="checkbox"/>	未支給年金の請求 受給権者死亡届の提出	高齢者福祉課 本庁舎 1階③番窓口	P.6
	国民年金に加入したことがあった	<input type="checkbox"/>	遺族基礎年金・寡婦年金・ 死亡一時金の請求		
介護保険	65歳以上または要介護認定を受けていた	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証返還 資格喪失届の提出	高齢者福祉課 本庁舎 1階③番窓口	P.7
高齢者 福祉	在宅福祉サービスを受けていた	<input type="checkbox"/>	緊急通報装置の貸与・外出支援サービス・ 訪問理美容サービス・紙おむつの給付・ 福祉タクシーの消滅の届出		
障害福祉	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健 福祉手帳をお持ちだった	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者 保健福祉手帳の返還	障害福祉課 保健福祉センター 3階	P.11
	障害福祉サービス、医療費の助成を受けていた	<input type="checkbox"/>	受給者証、受給券の返還 口座変更の届出		
子どもの 手当等	児童手当の受給者または支給対象児であった	<input type="checkbox"/>	受給者変更・消滅・額改定の届出	子育て支援課 保健福祉センター 3階	P.9
	児童扶養手当の受給者または支給対象児で あった	<input type="checkbox"/>	受給者変更・喪失・額改定の届出		
	ひとり親家庭等医療費等助成受給券、子ども 医療費助成受給券をお持ちだった	<input type="checkbox"/>	受給事由消滅・喪失・額改定の届出		
	就学援助費または特別支援教育就学奨励費の 支給を受けていた	<input type="checkbox"/>	受給者変更・振込口座変更の届出	学校政策課 東庁舎3階④番窓口	P.11
税金	市税を課税されていた	<input type="checkbox"/>	相続人代表者の指定届出	課税課 本庁舎 2階⑫番窓口	P.13
	未登記家屋を所有していた	<input type="checkbox"/>	家屋所有者の変更届出		
	原動機付自転車（125cc以下）等を 所有していた	<input type="checkbox"/>	廃車または名義変更の届出		
	市税の口座振替をしていた	<input type="checkbox"/>	振替口座の変更届出	収税課 本庁舎2階⑬番窓口	P.14
農地	農地を所有していた	<input type="checkbox"/>	農地の相続	農業委員会 本庁舎2階⑭番窓口	
環境	犬を飼っていた	<input type="checkbox"/>	飼い犬の手続き（飼い主の変更）	環境課 東庁舎 2階⑮番窓口	P.15
	家庭ごみの処分について	<input type="checkbox"/>	燃やすごみ・燃やさないごみ・ 粗大ごみの処分・大量に出たごみの処分		
図書館	図書館利用カードを持っていた	<input type="checkbox"/>	図書館利用カードの返却	図書館 または 各センター 図書室	P.15
	図書資料・視聴覚資料を借りていた	<input type="checkbox"/>	図書資料・視聴覚資料の返却		

※手続きが該当するのか分からぬ場合は、市民課にお越しください。（市役所1階①番窓口）
市役所の手続きについて、一緒に確認をご案内します。

市役所での手続き

白井市役所 ☎ 047-492-1111

世帯主変更の手続き

◇ 亡くなられた方が3人以上の世帯の世帯主であった場合、世帯主変更届が必要です。

※単独世帯、2人世帯の場合は手続きの必要はありません。

持ち物

- 手続きする人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など）
- 届出人が亡くなられた方と別世帯の場合は、同一世帯の方からの委任状が必要となります。

担当窓口

市民課 本庁舎1階 ①番窓口 ☎ 047-401-3846

期 限

死亡届出後14日以内

住民票の写し

◇ 亡くなった方の住民票の除票を請求できるのは、請求者自身が利害関係人であり、自己の権利行使や義務履行のため又は官公庁への提出が必要な場合などに限り請求することができます。

※親族の方が請求する場合にも、利用目的や亡くなった方との関係（続柄）を確認できる書類が必要となります。

※白井市以外に死亡届を提出された場合は、住民票の記載に日数を要する場合があります。

持ち物

- 請求者と亡くなった方との関係や利害関係の疎明資料
 (例1) 請求者と亡くなった方との関係がわかる戸籍謄本など
 ※白井市にある戸籍や住民票で関係がわかる場合は不要です。
 (例2) 死亡保険金の受け取りに使用する場合
 請求者が受取人とした記載されている保険証書など
- 除住民票の利用目的と提出先がわかる資料
 資料を持参していない場合は、請求書に具体的な手続名称と提出先を記入していただきます。
 (例) 未支給年金請求の手続きのため、○○年金事務所に提出
- 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・保険証など）

手数料

1通300円
 マイナンバー（個人番号）と
 住民票コードは記載できません。

◇ マイナンバー入りの住民票の写しの請求は、本人又は同一世帯の人に限ります。

代理人が請求する場合は、委任状及び代理人の本人確認書類が必要となりますが、代理人には直接交付できません。本人の住所宛てに郵送します。

担当窓口

市民課 本庁舎1階 ①番窓口 ☎ 047-401-3846

戸籍の証明

◇ 白井市に本籍がある方

死亡届を白井市に提出した場合は約1週間後に取得できます。

取得可能かどうかはお問合せください。

◇ 白井市以外に本籍地がある方

本籍地の市区町村へお問合せのうえ、ご請求ください。

※令和6年3月以降は、本籍地以外の市区町村でも取得できます（戸籍反映には日数を要します）。

請求者

- ①亡くなられた方の配偶者・直系親族（父母・子）等
請求可能です。
- ②亡くなられた方の兄弟姉妹・代理人
 - ①の方から委任された人。兄弟姉妹の方は請求理由等により請求可能です。
正当な理由があると認められない場合は、戸籍証明を発行することができません。

持ち物

- 手続きする人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など）

戸籍は法改正や婚姻、離婚、転籍などの届出により、戸籍が新しく編成・移動するため、生涯の戸籍は複数に渡ることがあります。生涯のどの部分の戸籍が必要か、事前に提出先にご確認ください。

- （例）
 - ・亡くなられた方の出生から死亡までの一連の戸籍
 - ・亡くなられた方の婚姻から死亡までの一連の戸籍
 - ・亡くなられた方と相続人の関係がわかる戸籍

担当窓口

市民課 本庁舎1階 ①番窓口 ☎ 047-401-3825

memo

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者証返還の手続き

- ◇ 亡くなられた方が国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入していた場合は、被保険者証の返還が必要です。

他の健康保険の加入者が亡くなられたときの手続きは、各保険者にお問合せください。

持ち物

- 国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者証
- 限度額適用認定証、標準負担額減額認定証（お持ちの方のみ）

担当窓口

保険年金課 本庁舎1階 ②番窓口 ☎ 047-401-3918

期限

早めにお手続きください。

葬祭費の手続き

- ◇ 亡くなられた方が国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入していて、その葬祭を行った喪主の方は、葬祭費の請求の手続きが必要です。

他の健康保険の加入者が亡くなられたときの手続きは、各保険者にお問合せください。

持ち物

- 葬祭を行ったことを確認できるもの（会葬礼状、葬儀の領収書など）
※喪主のフルネームが記載されているもの
- 振込先の口座がわかるもの
※喪主以外に振り込む場合は委任状と印鑑が必要です。
- 手続きする人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
※例示している本人確認書類以外のものは2つ以上提示が必要なものもあります。
詳しくは下記担当窓口にお問合せください。

担当窓口

保険年金課 本庁舎1階
②番窓口 ☎ 047-401-3942

期限

葬祭を行った日の翌日から
2年以内

後期高齢者医療制度の高額療養費の手続き

- ◇ 亡くなられた方が後期高齢者医療保険に加入していて、高額療養費に該当している場合、相続人代表の方に高額療養費を支給します。

他の健康保険加入者が亡くなられたときの手続きは、各保険者にお問合せください。

持ち物

- 相続人代表の方の印鑑
- 振込先の銀行口座がわかるもの
※相続人代表者以外に振り込む場合は委任状が必要です。
- 手続きをする人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
※例示している本人確認書類以外のものは2つ以上提示が必要なものがあります。詳しくは下記担当窓口にお問合せください。

担当窓口

保険年金課 本庁舎1階
②番窓口 ☎ 047-401-3942

期限

診療を受けた月の翌月1日から
2年以内

年金の手続き

◇ 国民年金のみ受給されている方（国民年金1号被保険者期間のみの方）

亡くなられた方が国民年金受給者の場合、年金受給権者死亡届や未支給年金の請求の手続きが必要です。

◇ 国民年金に加入したことがある方（国民年金1号被保険者期間がある方）

亡くなられた方が国民年金に加入したことのある場合、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金の手続きが必要になることがあります。

※年金の加入期間や納付状況等によっては手続きがない場合があります。

◇ 厚生年金の加入者・受給者が亡くなられたときの手続きは、年金事務所にお問合せください。

- ・日本年金機構ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165
- ・船橋年金事務所 ☎ 047-424-8811

◇ 共済年金の加入者・受給者が亡くなられたときの手続きは、共済組合にお問合せください。

持ち物

●手続きにより必要書類が異なりますので、下記担当窓口にお問い合わせください。

担当窓口

保険年金課 本庁舎1階 ②番窓口 ☎ 047-401-3942

期 限

- ・死亡一時金の請求：亡くなられた日の翌日から2年以内
- ・未支給年金、遺族基礎年金、寡婦年金の請求：亡くなられた日の翌日から5年以内

memo

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

介護保険の手続き

- ◇ 亡くなられた方が65歳以上または要介護認定を受けていた場合は、介護保険被保険者証の返還が必要です。

持ち物

- 介護保険被保険者証
- 介護保険負担割合証、介護保険負担額限度額認定証、介護サービス事業者利用者負担軽減確認証（お持ちの方のみ）

担当窓口

高齢者福祉課 本庁舎1階 ③番窓口 ☎ 047-497-3473

期 限

早めにお手続きください。

在宅福祉サービスの手続き

- ◇ 亡くなられた方が在宅福祉サービス（緊急通報装置の貸与・外出支援サービス・訪問理美容サービス・紙おむつなどの給付・福祉タクシー）を受けていた場合、届出が必要です。
- ◇ 緊急通報装置の利用者は機器の返却、福祉タクシーの利用者はタクシー券の返還が必要です。

持ち物

- 緊急通報装置（該当者のみ返却）
- 福祉タクシー利用券（該当者のみ返還）

担当窓口

高齢者福祉課 本庁舎1階 ③番窓口 ☎ 047-497-3484

障害福祉課 保健福祉センター3階 ☎ 047-497-3483
(障がいを理由として紙おむつなどの給付・福祉タクシーを受けていた場合)

期 限

早めにお手続きください。

MEMO

児童手当の手続き①

◇ 亡くなられた方が児童手当を受給していた場合、受給者変更の手続きが必要です。

持ち物

- 請求者名義の振込先の口座番号がわかるもの
- 手続きする人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など）
※個々の状況により別途書類が必要になる場合がありますので、詳しくは下記受付窓口にご確認ください。

担当窓口

子育て支援課 保健福祉センター3階 ☎ 047-497-3487

期 限

亡くなられた日の翌日から15日以内

児童手当の手続き②

◇ 亡くなられた方が児童手当を受給していて、未支払いの手当がある場合、未支払請求が必要です。

持ち物

対象児童名義の口座確認書類（通帳又はキャッシュカード）

担当窓口

子育て支援課 保健福祉センター3階 ☎ 047-497-3487

期 限

亡くなられた日の翌日から2年以内

児童手当の手続き③

◇ 亡くなられた方が支給対象の児童であった場合、受給事由消滅または額改定の届出が必要です。

担当窓口

子育て支援課 保健福祉センター3階 ☎ 047-497-3487

期 限

早めにお手続きください。

児童扶養手当の手続き

- ◆ 亡くなられた方が児童扶養手当を受給していた場合、資格喪失または受給者変更の手続きが必要です。
- ◆ 亡くなられた方が支給対象の児童であった場合、資格喪失または額改定の届出が必要です。
- ◆ 18歳未満のお子さんがいる方が亡くなり、母子世帯もしくは父子世帯になったときは、児童扶養手当を受給できる場合があります。※所得制限があります。

持ち物

- 受給の状況によって異なりますので、詳しくは下記担当窓口にお問い合わせください。

担当窓口

子育て支援課 保健福祉センター3階 ☎ 047-497-3487

期 限

早めにお手続きください。
※手当の受給が認定された場合は、申請翌月から支給開始になります。

ひとり親家庭等・子ども医療費助成の手続き

- ◆ 亡くなられた方が助成対象の児童であった場合、受給事由消滅の届出が必要です。
- ◆ 亡くなられた方が助成対象の児童の保護者であった場合、資格喪失または保護者変更の届出が必要です。

持ち物

- 振込先の口座番号がわかるもの
- 手続きする人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など）
- 受給資格者の保険証

担当窓口

子育て支援課 保健福祉センター3階 ☎ 047-497-3487

期 限

早めにお手続きください。

就学援助・特別支援教育就学奨励制度の手続き

- ◇ 亡くなられた方が、就学援助費または特別支援教育就学奨励費の支給を受けていた場合、受給者変更等の手続きが必要です。

持ち物

- 手手続きする人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など）
- 変更後の受給者の振込先口座がわかるもの
※別途書類が必要になる場合がありますので、詳しくは下記窓口へお問合せください。

担当窓口

学校政策課 東庁舎 3階 54番窓口 ☎ 047-401-9445

期 限

早めにお手続きください。

障害福祉の手続き

- ◇ 亡くなられた方が身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳をお持ちであった場合、返還が必要です。
- ◇ 亡くなられた方が重度心身障害者医療助成や福祉手当などのお手続きをされていた場合は、所定の届出が必要になることがありますので、下記担当窓口までお問合せください。

持ち物

- 所持されている手帳（身体、療育、精神）
- 重度心身障害者医療費助成受給券など
- 手手続きする人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など）
- 印鑑
※利用している制度によって必要書類が異なります。

担当窓口

障害福祉課 保健福祉センター 3階 ☎ 047-497-3483

期 限

早めにお手続きください。

障害福祉サービス受給者証の返還

◇ 亡くなられた方が障害福祉サービス（介護給付、訓練等給付）を受けていた場合、受給者証の返還が必要です。

持ち物

- 障害福祉サービス受給者証

担当窓口

障害福祉課 保健福祉センター3階 ☎ 047-497-3483

期 限

早めにお手続きください。

memo



市税の相続人代表者の指定・送付先変更の手続き

- ◇ 納税義務者（住民税、固定資産税など）が亡くなられた場合、市税全般に係る納税通知書等の書類を受領する相続人代表者の指定届を提出してください。

持ち物

- 手続きする人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など）
- 相続人と判断できる書類（戸籍謄本）

担当窓口

課税課 本庁舎 2 階 ②番窓口 ☎ 047-401-4576 (市民税係)
☎ 047-401-4586 (固定資産税係)

期 限

早めにお手続きください。

未登記家屋の名義変更

- ◇ 亡くなられた方が未登記家屋を所有していた場合、未登記家屋の名義変更の手続きをしてください。

持ち物

- 相続人や相続したことがわかる書類（①～②のいずれか）
①遺産分割協議書
②遺言書

※遺産分割協議書未作成の場合は、下記担当窓口までお問合せください。

担当窓口

課税課 本庁舎 2 階 ②番窓口 ☎ 047-401-4586

期 限

早めにお手続きください。

原動機付自転車・軽二輪等の軽自動車税の手続き

- ◇ 亡くなられた方が原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車、ミニカーの名義人であった場合、廃車または名義変更の届出が必要です。

持ち物

- 標識交付証明書
- 白井市の標識番号標
- 手続きする人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など）

担当窓口

課税課 本庁舎2階 ②番窓口 ☎ 047-401-4576

期 限

早めにお手続きください。

市税の口座振替手続き

- ◇ 亡くなられた方の口座から、固定資産税・市県民税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の口座振替をしていた場合、口座振替の解約または口座振替の変更登録の手続きが必要です。

担当窓口

収税課 本庁舎2階 ④番窓口 ☎ 047-401-4104

期 限

早めにお手続きください。

農地の手続き

- ◇ 亡くなられた方が農地を所有していた場合、農地の相続の手続きが必要です。

持ち物

- 相続を受けた農地の登記事項証明書

担当窓口

農業委員会 本庁舎2階 ⑩番窓口 ☎ 047-401-4602

期 限

早めにお手続きください。

飼い犬の手続き（飼い主の変更）

- ◇ 亡くなられた方が犬を飼っていた場合、飼い主変更の手続きをしてください。
犬の登録事項変更届が必要です。

担当窓口

環境課 東庁舎2階 ⑬番窓口 ☎ 047-401-5409

期　限

早めにお手続きください。

図書館利用カード・図書資料等の返却

- ◇ 亡くなられた方が図書館やセンター図書室を利用していた場合は、図書館利用カードおよび借りている図書資料、視聴覚資料をご返却ください。

返却する物

- 図書館利用カード
- 借りている図書資料や視聴覚資料（不明の場合はお問い合わせください）

担当窓口

白井市立図書館 ☎ 047-492-1122

memo

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

家庭ごみの処分

- △ ごみを処分する際には分別を徹底し、衣類や家具などは必要な人に譲ったり、リサイクルショップなどの利用を検討し、ごみの減量化・資源化にご協力ください。



- △ 燃やすごみ・燃やさないごみ・資源物は居住地域の決められた収集日にごみ集積場へお出しください。
- △ 粗大ごみは、有料・電話申し込み制です。
「粗大ごみ受付センター」に電話で申し込み、「粗大ごみ処理券取扱店」で料金分の「粗大ごみ処理券」を購入してください。処理券に収集日・受付番号を記入し、粗大ごみに貼り、収集日の朝8時30分までに指定場所に出してください。
- △ 多量に出たごみの処理は、通常行われる収集とは別に、印西クリーンセンターへごみを直接持ち込むか、一般廃棄物処理(収集運搬許可)業者に収集を依頼して処理してください。
- △ 粗大ごみを捨てる場合
以下にお問い合わせください。
・粗大ごみ受付センター 047-491-4753
時間/月曜～金曜（祝休） 午前8時30分～午後5時
※週始めの午前中は電話が集中し、つながりにくい場合がございます。

- ◆ 印西クリーンセンターにごみを持ち込む場合（多量の場合のみ持ち込みが可能です）
1：車にごみを積んだ状態で環境課にお越しのうえ「印西クリーンセンター搬入許可交付申込書」に必要事項を記入してください。
2：職員にて目視によるごみの確認をします。
3：料金をお支払いいただき、搬入許可証と料金支払い済みシールをお渡しします。
4：料金支払い済みシールを貼った粗大ごみと搬入許可証を持って印西クリーンセンターにごみを持ち込んでください。

◆ 市内の一般廃棄物処理業者に収集を依頼する場合

以下の業者にお問合せください。

- ・(有)大久保清掃 047-492-0120 (家電リサイクル法対象製品を除く)
- ・(有)白井清掃 047-492-0768
- ・(有)白井環境サービス 047-492-0769
- ・都市環境サービス(株) 047-491-4751 (家電リサイクル法対象製品を除く)
- ・山口清掃(有) 047-491-1845
- ・(株)丸幸 047-492-4899 (粗大ごみ、家電リサイクル法対象製品を除く)

担当窓口

環境課 東庁舎2階 ⑤番窓口 ☎ 047-401-5429

空き家の所有者又は所有する可能性がある方

空家等対策の推進に関する
特別措置法の一部改正する法律が
令和5年12月13日より施行されました



(空家等対策の推進に関する特別措置法（第5条により）
空家等の所有者又は管理者は、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう、
空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する
空家等に関する施策に協力するよう努めなければならないとされています。

空家を放置するとあなたの資産を減らす？

屋根・外壁が落下等により他人がけがした場合、
所有者の責任となり**損害賠償**を問われる可能性
があります。

また、市から管理不全空家等として指導・勧告
を受けてしまうと、**固定資産税の控除***が受けられなくなります。

さらに、そのまま放置を続け、特定空家等となり
代執行となった場合には、**要した一切の費用が
請求**され、不本意な形で、あなたの大切な資産
が失われてしまいます。



*小規模住宅用地（200m²以下）：1/6の減額が解除 *一般住宅用地（200m²を超える部分）：1/3の減額が解除

管理しよう！あなたの大切な空き家

- 相続登記を済ませる⇒R 6.4.1から義務化開始！
- 定期的な維持管理をする
- 売却や利活用の検討をする



市では、適切な管理や利活用に
関し、各種相談に対応しています。

空き家に関する問い合わせ先
白井市 都市建設部 建築宅地課
TEL : 047-492-1111 (内線3714・5)



白井市 空家 検索

MEMO



大切なひとを亡くされたあなたへ



～あなたはひとりではありません～

つらいことなどを相談したり、想いを伝える場所がここにあります

こころの相談

ひとりで悩まないで心の苦しみをお話しください

■千葉いのちの電話

☎ 043-227-3900(24時間365日受付)

※受付時間が変更となることがあります。

■千葉県いのち支えるSNS相談

- ・相談受付日 4~2月:毎週水曜・土曜・日曜
3月:毎週月曜・水曜・土曜・日曜
※9月10~16日は毎日
- ・受付時間 18:00~21:30(22:00まで対応)
※実施状況については、県HP等をご確認ください。

千葉県いのち支えるSNS相談

登録専用QRコード



こころの健康や悩みなど(精神保健福祉相談)

■千葉県精神保健福祉センターこころの電話相談

☎ 043-307-3360

月~金 9:00~18:30 ※祝日・年末年始除く

■白井市 こころの健康相談(要予約)

☎ 047-497-3483(白井市障害福祉課)

- ・医師:毎月第2木曜日 10:00~12:00
- ・精神保健福祉士:毎月第2・第4水曜日
10:15~15:00



その他の相談

生活や仕事に関する悩み

■白井市くらしと仕事のサポートセンター

☎ 047-497-3650

月~金 8:30~17:15 ※祝日・年末年始除く

高齢者・介護に関する心配事など

■白井中央地域包括支援センター

☎ 047-497-3474

担当地区:第一小・第二小・七次台小・桜台小
月~金 8:30~17:15 ※祝日・年末年始除く

■白井駅前地域包括支援センター

☎ 047-492-8100

担当地区:南山小・池の上小
火~土 8:30~17:15 ※祝日・年末年始除く

■西白井駅前地域包括支援センター

☎ 047-497-5170

担当地区:第三小・大山口小・清水口小
火~土 8:30~17:15 ※祝日・年末年始除く

どこへ相談をしたらよいかわからないとき

■福祉相談

☎ 047-497-3482(白井市社会福祉課)

月~金 8:30~17:15 ※祝日・年末年始除く

借金、相続等の法的トラブルに関する相談

■心配ごと相談(予約優先)

弁護士相談 月2回／相続・税務相談 月1回／
司法書士相談 月1回

[予約先] 白井市社会福祉協議会 ☎ 047-492-5713

[予約日] 月~金 9:00~17:00 ※祝日・年末年始除く

■日本司法支援センター 法テラス

法テラス千葉 ☎ 050-3383-5381

法テラス松戸 ☎ 050-3383-5388

月~金 9:00~17:00 ※祝日・年末年始除く

自死等で親をなくした子供たちのこころのケア

と奨学金制度

■あしなが育英会

☎ 0120-77-8565 <https://www.ashinaga.org/>

月~金 9:00~17:00 ※祝日・年末年始除く

福祉の総合相談、権利擁護、福祉サービスなど

■中核地域生活支援センター(24時間365日受付)

(印旛)すけっと ☎ 043-308-6325

保健・医療・福祉サービスなどの総合窓口

■印旛保健所(印旛健康福祉センター)

☎ 043-483-1133(代)

成田支所 ☎ 0476-26-7231(代)

月~金 9:00~17:00 ※祝日・年末年始除く

自死遺族の集い

～大切なひとを自死で亡くされた方が集い、あなたの悲しみをわかちあえる場所があります～

■わかちあいの会「ひだまり」

*他では容易に心を語ることが難しい複雑な悲嘆や自責の念、怒りなどの感情を本音で自由に語り、時に共感し、支え合い、わかちあえる空間です。

[開催場所] ※開催日時は、変更となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

- ・千葉市生涯学習センター(千葉市中央区弁天3-7-7)
毎月第3土曜日 13:30～16:00
- ・アミュゼ柏(柏市柏6-2-22)
奇数月第2日曜日 13:30～16:00
- ・印旛保健所(印旛健康福祉センター)(佐倉市鎌木仲田町8-1)
偶数月第3金曜日 13:30～16:00

[問い合わせ] 社会福祉法人 千葉いのちの電話事務局

TEL 043-222-4416

FAX 043-227-6911

月～金 9:00～17:00 ※祝日・年末年始除く



ご遺族の方や関わりの深かった方は、何度も同じ話をされたり、感情が抑えきれなくなることがあります。

容易に慰めたり励ましたりするのではなく、ただ寄り添う(そばにいる)ことが大切です。

「大切なひとを自死で亡くす」という体験をした場合には、
「こころ」や「からだ」に様々な変化があらわれることがあります。
それは誰にでも起こることです。



自責感が辛い。どんどん辛さに入ってしまう。

同じ立場の人と話がしたい。

誰か自分を受け止めてほしい。

「死別」を受け止めなければならないのは

そう簡単ではない。

『～遺族から伺ったことば～』

何故、隠れて生活するのだろう…

逝ったあの子に会いたい、すぐに会いに行きたい。

今の私は居場所がない。

悲しみを抱きながら、

どのように生き続けていけば良いのか。

生きていることが申し訳ないように暮らしている。



つらい思いを自分の胸だけにしまいこんでいませんか?
あなたの気持ちをいつも心にかけている仲間がいます

出典:千葉県作成リーフレット「大切なひとを亡くされたあなたへ」

市役所以外での主な手続き一覧

手続きの種類	主な手続き	問い合わせ先など
運転免許証	返納	印西警察署白井分署（白井警察センター） 白井市役所東庁舎1階 ☎ 047-498-4228 ※他の警察署及び運転免許試験場で可能。
軽自動車	名義変更・廃車等	軽自動車検査協会千葉事務所習志野支所 八千代市緑が丘西8-10-1 ☎ 050-3816-3115
普通自動車	税金に関する手続き	佐倉県税事務所（自動車税） 佐倉市鎌木仲田町8-1印旛合同庁舎1階 ☎ 043-483-1115
	名義変更・廃車等	関東運輸局千葉運輸支局習志野自動車検査登録事務所 船橋市習志野台8-57-1 ☎ 050-5540-2024
バイク（125cc超）	名義変更・廃車等	関東運輸局千葉運輸支局習志野自動車検査登録事務所 船橋市習志野台8-57-1 ☎ 050-5540-2024
国税	相続税の手続き 所得税・消費税申告等	成田税務署 成田市加良部1-15 ☎ 0476-28-5151
年金	年金に関する手続き	船橋年金事務所 船橋市市場4-16-1 ☎ 047-424-8811
農業者年金		西印旛農業協同組合 印西市西の原4-3 ☎ 0476-48-2201
医療費助成（指定難病等）	受給資格の消滅手続き	印旛保健所（印旛健康福祉センター） 佐倉市鎌木仲田町8-1印旛合同庁舎1階 ☎ 043-483-1135
不動産登記	土地・家屋等所有者の移転（相続）登記等	千葉地方法務局成田出張所 成田市郷部1322 ☎ 0476-23-2313
生命保険等	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等	加入していた生命保険会社または代理店
預貯金口座等	口座凍結の解除の手続き	各金融機関 等
株式等	名義変更	各証券会社 等
国債	記名変更・償還金受領	償還金支払場所または証券保管証書に記載の郵便局
クレジットカード	解約	各契約会社
固定電話・携帯電話	契約承継・解約	各契約会社
電気・ガス料金等	名義変更・解約	各契約会社

手続きの種類	主な手続き	問い合わせ先など
インターネット	名義変更・解約	各契約会社
NHK受信料	名義変更・解約	フリーダイヤル ☎ 0120-151515 有料ダイヤル ☎ 050-3786-5003
ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社

MEMO

市役所庁舎配置図

保健福祉センター

本庁舎

東庁舎

4F



3F



2F

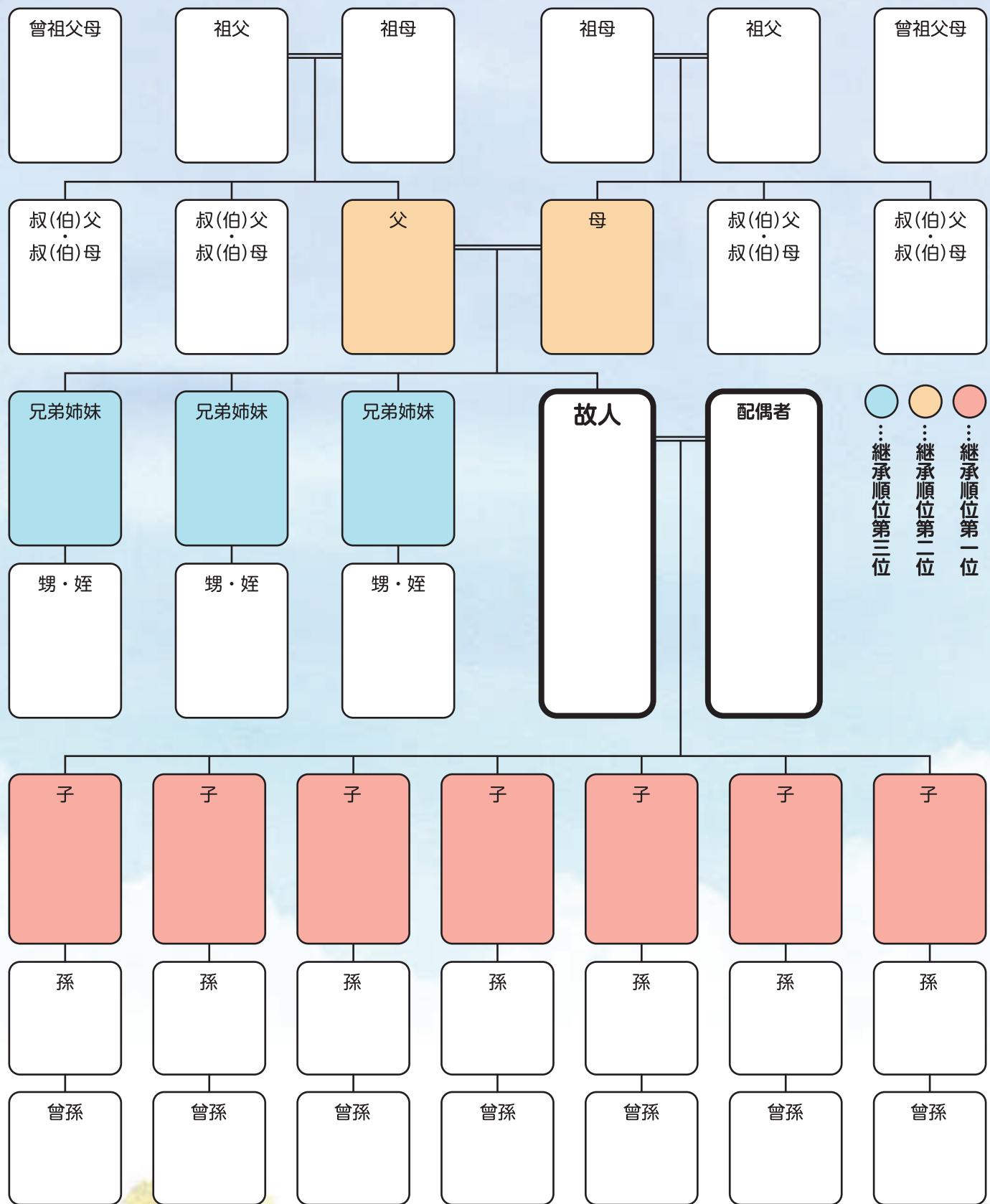


1F



MEMO

ご遺族メモ/家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続をはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続に利用されることで、相続手続に係る相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減することができます。

法務局 法定相続情報

ご遺族メモ/故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

地域の活性化

相続登記をしないと…

- 再開発が進まない
- 空き家の管理・利活用ができない
- 不動産取引がおそくなる

安全・安心なくらし

相続登記をしないと…

- 公共事業が進まない
- 防災・減災の取り組みができない
- 災害復旧に大きな労力・時間がかかる

相続登記が

さまざまなトラブルを

防止します！

未来につなぐ

相続登記をしないと…

- 2次3次の相続が発生し、手続きがますます難しくなる
- 「争続」問題になってしまう

産業の推進

相続登記をしないと…

- 農地の集約化ができない
- 農地・山林が放置されてしまう

相続に関する登記についてのご相談は

千葉司法書士会

043-246-2666

<http://chiba.shihoshoshikai.or.jp/>

千葉地方法務局

043-302-1311

<http://houmukyoku.moj.go.jp/chiba/>

千葉県土地家屋調査士会

043-204-2312

<http://www.chiba-chosashi.or.jp/>

相続等に関する登記についてのご相談は

千葉司法書士会

千葉司法書士会館や市町村役場など県内各地での**対面による相談**のほか**電話相談**を実施しています。いずれも**費用は無料**です。

対面による相談の開催場所及び日時等は、

千葉司法書士会総合相談センター ☎ 043-204-8333 又は当会ホームページでご確認下さい。

電話相談は月曜日・水曜日の午後2時～午後5時と土曜日の午前10時～午後0時、午後1時～午後3時に実施しています。

☎ 0120-971-438（千葉県内からのみ）



千葉県土地家屋調査士会

未登記建物や建物の取りこわし等に伴う登記の無料相談を当調査士会館や一部の市役所（一部予約が必要です。）にて実施しています。

詳細は、千葉県土地家屋調査士会ホームページをご覧ください（ご覧になれない場合には、☎ 043-204-2312 にお電話ください。）。

また、**境界トラブルの有料相談**を境界問題相談センターちばにて実施しています。

☎ 043-204-2300



千葉地方法務局

不動産登記の申請書様式については、法務局ホームページに掲示しております。**相続登記など登記相談は予約制により、各登記所で実施しています。**予約の受付は各登記所で行っていますが、詳細は、千葉地方法務局ホームページをご覧ください。

ホームページをご覧になれない場合には、音声ガイダンスにより管轄登記所及びその番号をご案内しています。

☎ 043-302-1311（音声ガイダンス「1」）



あなたの相続手続を応援します！

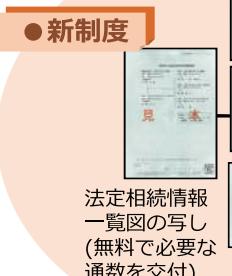
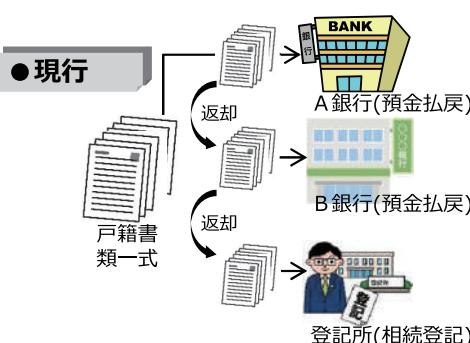
法定相続情報証明制度



平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※）。

※ 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

制度の概要



ポイント！
相続手続がいくつもある場合にお勧めです。手續が同時に進められ、時間短縮につながります。

手続の流れ

～法定相続情報証明制度の手続の3STEP！～

STEP 1

必要書類の収集

STEP 2

法定相続情報一覧図の作成

STEP 3

申出書の記入・
登記所へ申出

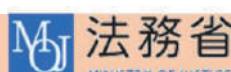


法定相続情報一覧図
の写しの交付

戸籍謄本の束の代わりとして
各種相続手続へお使いください。

未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記
をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

法定相続情報証明制度の詳しい手続は、[法務局ホームページ](#)でもご覧いただけます。



(令和3年4月1日改訂)

千葉地方法務局成田出張所 ☎0476-23-2313

委任状（住民票等請求用）

(宛先) 白井市長

令和 年 月 日

委任者 <small>(頼んだ人)</small>	住 所	
	氏 名	
	生年月日 大正・昭和・平成・令和・西暦	年 月 日
	電 話	

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項に関する権限を委任します。

代理人 <small>(頼まれた人)</small>	住 所	
	氏 名	
	生年月日 大正・昭和・平成・令和・西暦	年 月 日
	電 話	

委任する内容の□に✓をつけてください。

委任事項	<input type="checkbox"/> 住民票の写し（除票）、住民票記載事項証明書の取得
	<input type="checkbox"/> 戸籍（除籍・改製原戸籍）謄・抄本の取得
	<input type="checkbox"/> 戸籍の附票の取得
	<input type="checkbox"/> 身分証明書の取得
	<input type="checkbox"/> 住民異動届（転入・転出・世帯主変更・世帯分離・世帯合併等）
	<input type="checkbox"/> 印鑑登録申請
	<input type="checkbox"/> その他（ ）

【注意点】

- (1) 委任状は委任者本人が記入してください。
- (2) パソコン書き等、委任者本人の自筆でない場合は委任者の氏名欄に押印してください。
- (3) 鉛筆や消えるボールペンで記入されている場合は受付できません。
- (4) 委任者が15歳未満の場合は、親権者が記入してください。
- (5) 平日の日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。
- (6) 委任状に不備・記入漏れがあるときは受付できない場合があります。

MEMO

発 行 白井市 市民課

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発行年 令和6(2024)年1月作成

